

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 不動産鑑定士等の団体の行う研修の実施方法を定めること。

(第一条関係)

第二 国土利用計画法施行令、資産の流動化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令並びに資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこと。

(第二条から第五条まで関係)

第三 この政令は、平成十七年四月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

第四 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二項関係)